

尾瀬国立公園 10周年記念ロゴマークの使用ルールについて

尾瀬国立公園 10周年記念事業実行委員会

尾瀬国立公園 10周年記念のロゴマークの使用については、尾瀬国立公園 10周年の祝賀機運を醸成するため広く、本ルールにより広くその利用を呼びかけるものとする。

なお、使用期間は平成 29 年度内に限定するものとする。

1 使用基準

1) 使用許可を要しない使用 ※使用結果報告については提出をお願いします。

- ① 尾瀬国立公園 10周年記念事業実行委員会（以下、実行委員会とする。）の構成員が、非営利目的で使用する場合。
- ② 実行委員会の構成員以外の団体・企業等が、実行委員会の構成員と連携し尾瀬国立公園 10周年記念の趣旨に沿った活動を行うために使用する場合。
- ③ 報道機関が、報道もしくは広報の目的で使用する場合。

<例>

(1) (株)山と溪谷社：YAMASTA等で協力するための使用

2) 使用許可を要する使用

- ① 営利目的で使用する場合。

<例>

(1) 10周年記念ロゴマークを使用したオリジナルグッズの販売:実行委員会で協議

3) その他

上記に該当しないものについては、実行委員会で協議し決定する。

2 ロゴマークの変更・改変について

- 1) モノクロでの使用を除き、原則として認めない。
- 2) 使用時に変更・改変の必要が生じる時には、実行委員会に確認を行うこと。

3 使用許可手続き

- 1) 様式 1 の申請書のとおり、実行委員会委員長あて提出すること。
- 2) 使用イメージがある場合は、申請書と同様に提出すること。

4 使用結果報告

- 1) ロゴマークを使用結果について、事業完了後に実行委員会に報告すること。
- 2) 報告には様式 2 の報告書を使用すること。

5 その他

この使用ルールに定めのない事項は、随時協議し決定することとする。